

働き方改革に伴う「しわ寄せ」で困っていませんか？

発注者である大企業・親事業者の働き方改革推進に伴い、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や労務の無償提供を要請する等、下請企業に不利益となるような「しわ寄せ」取引が懸念されています。

働き方改革に伴う「しわ寄せ」事例



発注側のこのような行為は受注側の中小企業の労働基準関係法令違反につながったり、下請代金支払遅延防止法等の違反行為となる恐れもあります。

- 下請中小企業振興法に基づく下請振興基準でも下記事項を努力義務と定めています。
- ①親事業者との取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮すること
 - ②やむを得ず、短納期や急な仕様変更等を行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること

下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となる取引でお困りの場合はご相談ください。

下請取引に関する相談機関のご案内

下請取引に関する苦情・紛争処理の相談は次の機関で受け付けています。相談者及び相談内容について、相手方（親事業者）に知られないように指導・助言等を行えますので、お気軽にご相談ください。

下請センター東京 (公財) 東京都中小企業振興公社	下請センター東京 (下請取引紛争解決センター)	下請センター東京 多摩支庁	
	(公財) 東京都中小企業振興公社 本社 (秋葉原庁舎 4 階) 〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 電話: 03-3251-9390 FAX: 03-3251-7888 Email: s-center@tokyo-kosha.or.jp	(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支庁 〒196-0033 昭島市東町 3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA 電話: 042-500-3909 FAX: 042-500-3910	
苦情紛争談	取引上の様々なトラブルに対して下請法に詳しい専門相談員や弁護士が親身になってご相談に応じ、具体的な解決策を提示します。(事前にお問い合わせください) ○専門相談員による相談 月曜日から金曜日 (土日・祝祭日・年末年始を除く) 9:00~12:00 / 13:00~17:00 ○弁護士相談 (要予約・秋葉原庁舎のみ) 月曜日から金曜日 (土日・祝祭日・年末年始を除く) 13:30~16:30 1件1時間程度		
消費税の転嫁拒否に関する相談	消費税の引上げに伴う転嫁拒否に関する相談に対応します。		
裁判外紛争解決手続 (ADR)	ご希望に応じて、裁判外紛争解決手続 (ADR) を実施します。センターの選任する第三者 (弁護士) が公正中立な立場で、調停により簡易迅速な紛争解決を図ります。(秋葉原庁舎のみ) ○トラブルの種類・内容、当事者の事情・意見に応じて、柔軟な解決を図ることができます。 ○手続は非公開です。当事者のプライバシー、営業上の秘密などに配慮して実施します。		
※下請センター東京は、認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を取得しました。(かいつサポート第16号)			
国の相談機関	名称	住所	電話
	公正取引委員会事務総局	経済取引局取引部企業取引課 〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館	03-3581-3375
	関東経済産業局	産業部適正取引推進課 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325
(公財) 全国中小企業取引振興機関協会	下請かけこみ寺本部 〒104-0033 中央区新川 2-1-9 石川ビル 2 階	03-5541-6688	
各業界の相談窓口	団体名	住所	電話・FAX
	東京ニットファッション工業組合	〒130-0026 墨田区両国 4-37-2 TKF 第1会館	03-3633-5601 03-3633-5605
	蒲田工業協会	〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ内	03-3732-8415 03-3734-6145
	(一社) 日本金型工業会	〒113-0034 文京区湯島 2-33-12 金型年金会館 6 階	03-5816-5911 03-5816-5913
	東京配電盤工業協同組合	〒108-0023 港区芝浦 2-14-5 ユニベル田町ビル 4 階	03-3434-4921 03-3434-4815
	(一社) 日本電子回路工業会	〒167-0042 杉並区西荻北 3-12-2 回路会館 2 階	03-5310-2020 03-5310-2021
	東京都印刷工業組合	〒104-0041 中央区新富 1-16-8 日本印刷会館内	03-3552-4021 03-3553-2653
	(一社) 東京都金属プレス工業会	〒130-8553 墨田区両国 4-30-7 金属プレス会館 4 階	03-5624-1921 03-5624-1920
	東京都鍍金工業組合	〒113-0034 文京区湯島 1-11-10 めっきセンター内	03-3814-5621 03-3816-6166
	東京工業塗装協同組合	〒108-0014 港区芝 5-31-16 YCC ビル 9 階	03-5765-6273 03-5765-6274
	日本ダイカスト工業協同組合	〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 511	03-3431-0566 03-3431-9762
	(一社) 東日本プラスチック製品工業協会	〒104-0045 中央区築地 3-12-5 築地小山ビル 1 階	03-3541-4321 03-3541-4324
(一社) 東京都トラック協会	〒160-0004 新宿区四谷 3-1-8	03-3359-6251 03-3359-4695	
(一社) 東京都情報産業協会	〒103-0025 中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 6 階	03-5651-9915 03-5651-9916	

親事業者との取引で困っていませんか？

下請適正取引を支援します



親事業者との取引で困っていることはありませんか？

親事業者が親事業者の取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という目標を達成するために、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定められた。

支払期日を過ぎても、下請代金を支払ってくれない。

予算不足等を理由にあらかじめ定められた下請代金から一定額を減額された。

こうした親事業者の行為は **下請代金支払・遅延等防止法** で禁止されています。

品物に欠陥がないのに返品された。

親事業者の指定する製品(含自社製品)や原材料等を強制的に購入させられた。

親事業者から手形で下請代金の支払いを受けたが、一般の金融機関で割引を受けることができなかった。

1,000個を発注するとの依頼で、見積単価を提出したが、その見積単価で50個しか発注がなかった。

トラブルが起きたらできるだけ早く行政機関等に相談することが大切です。(裏面の相談機関をご利用ください。)

下請代金支払遅延等防止法のしくみ

(昭和 31. 6. 1 法律第 120 号)

①目的

この法律は親事業者の下請事業者に対する取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護することを目的としています。

②対象となる取引

下請法の対象取引 = 取引の内容 + 資本金区分

下請法が適用される下請取引はこの2つの条件を満たす場合にのみ適用されます



①製造委託：

物品の販売や製造を営む事業者（製造業者、販売業者等）が、規格、品質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、他の事業者が物品の製造や加工などを依頼することをいいます。（ここでいう「物品」とは動産を指しており、家屋などの建築物は対象に含まれません。）

②修理委託：

物品の修理を請け負っている事業者がその修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託すること等をいいます。

③情報成果物作成委託：

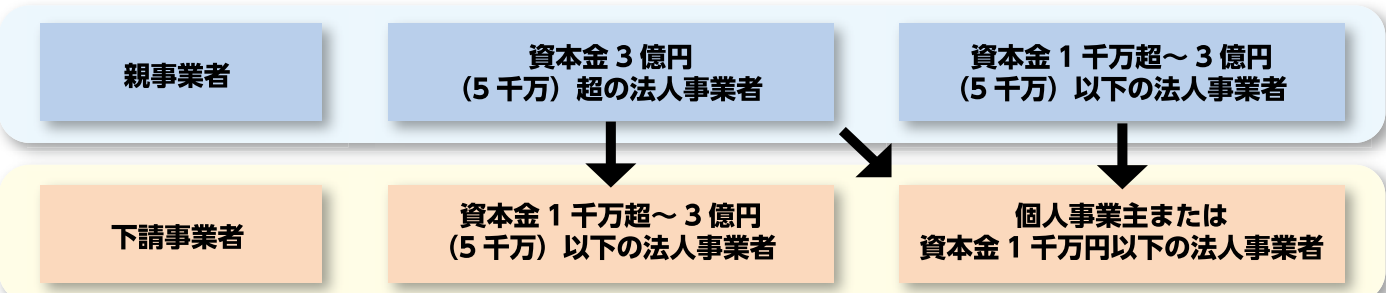
ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等、情報成果物の提供や作成を営む事業所が、他の事業者によるその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表例としては次のものを挙げることができ、物品の付属品・内臓部品、物品の設計・デザインに関わる作成物全般を含んでいます。（例）プログラム、映像や音声・音響などから構成されるもの、文字・図形・記号等から構成されるもの。

④役務提供委託：

運送やビルメンテナンスをはじめ、各種サービスの提供を営む事業者が、請け負った役務を他の事業者に委託することをいいます。ただし建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、下請法の対象となりません。

※建設業における下請法の対象取引
家屋等の建築をはじめ、建設工事に關する請負契約は建設業法による規制の対象で、下請法の対象外となっています。ただし、建設資材や部材を販売している建設業者が商品の製造を外部委託する場合は「製造委託」、また、建設業者が設計図書を作成委託をする場合は「情報成果物作成委託」の対象となります。

③規制の対象となる取引の範囲



カッコ外は、製造委託・修理委託・プログラム作成に係る情報成果物作成委託・運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託。カッコ内は上記を除く情報成果物作成委託・役務提供委託。

④親事業者に対しては、次に掲げる禁止行為が定められています。

禁止行為

- 納品の受け取り拒否の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 返品禁止
- 買いたたき(代金を不当に低く定めること)の禁止
- 購入・利用強制の禁止(親事業者の製品・役務を強制して導入・利用させること)
- 報復措置の禁止(親事業者の不公平な行為を行政に申告したとして取引停止等の不利な取扱いをすること)
- 有償で支給した原材料等の代金を、早期に(下請代金の支払期日より)決済することの禁止
- 割引困難な手形(繊維業は 90 日、その他の業種は 120 日を超える長期の手形) 交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(下請事業者から金銭労務の提供等をさせること)
- 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

⑤親事業者には 4 つの義務があります

下請取引の公正化、下請事業者の利益を保護するため、親事業者には 4 つの義務があります。

●発注内容を書面にして交付しましょう

口頭発注や不明確な取引条件によるトラブル防止のため、親事業者は発注時に、下記の具体的な記載事項をすべて記載した書面を交付する義務があります。

具体的な記載事項

- | | |
|--|--|
| (1) 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可) | (7) 下請代金の額(具体的な金額を記載する必要があるが、算定方法による記載も可) |
| (2) 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日 | (8) 下請代金の支払期日 |
| (3) 下請事業者の給付の内容(委託の内容が分かるよう、明確に記載する。) | (9) 手形を交付する場合は、手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期 |
| (4) 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間) | (10) 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日 |
| (5) 下請事業者の給付を受領する場所 | (11) 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日 |
| (6) 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日 | (12) 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法 |

※下請事業者が承諾した場合、一定の要件の下に、取引において電子メール等を使った受発注ができることが法律上明確になりました。(平成 13 年 4 月 1 日施行)

●取引記録の書類を作成し、2年間保存しましょう

下請取引が完了した場合、親事業者は給付内容、下請代金の金額などの取引記録を書類として作成し、2年間保存しなければなりません。

●発注時に支払期日を定めましょう

当事者間の合意の下で事前に、納入された物品の受領後 60 日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めなければなりません。(検査の有無は問わない) 支払期日を定めなかった場合は下記の日が「支払期日」になります

- 当事者間で支払期日を定めなかったとき 受領日
- 当事者間で支払期日を定めても、受領日から起算して 60 日を超えて定めるとき 受領日から 60 日目

●代金支払いが期日より遅れた場合は遅延利息を支払う義務があります。



下請代金の支払い手段について(公正取引委員会通達)

支払は現金で！手形の場合は親事業者が割引料の負担しましょう！

下請法では、下請事業者に支払われるべき下請代金は、金銭(現金)によることが原則とされています。また、下請振興法に基づく振興基準においても「下請代金はできる限り現金で支払うもの」とされています。

- 下請代金の支払いは**可能な限り現金で**
- 手形等による場合は、**割引料を下請事業者に負担させることがないよう、あらかじめ割引相当分を上乗せしたり下請代金の額を十分に協議する。**
- 手形サイト※は 120 日以内(繊維業においては 90 日以内)は当然として、**将来的に 60 日以内とするよう努める。**
- ※手形の振出日から支払期日までの期間のこと

取引のポイント：取引条件、協議は必ず書面に残す

参考：中小企業庁「中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」

①取引条件、ルールを書面(契約書、見積書、メール等)に残す

トラブルを未然に防ぐためには**書面の取り交わし、記録**が不可欠です！
書面の共有が難しい場合でも、**電子メールにて記録を残す**
取引先に対して、「間違えがあると迷惑をかけるので確認させてください」と伝え、口頭で取り交わした内容をメールにて送付して確認をする

契約書作成の心得

- 契約の当事者と契約の成立の時期をはっきりさせる
 - 契約の対象、目的物、双方の権利、義務の内容、範囲をはっきりさせる(品目、規格、数量、単価、金額、納期、引渡場所、検収期間、所有権の移転時期、支払期日、不良品の処理等)
 - 責任の範囲をはっきりさせる(親事業者側の都合による債務不履行責任等)
 - その他の記載事項
量産終了後の補給品の単価、支給期間、切取り基準、型の保管費用、費用負担、従業員の派遣についての費用負担
図面提供費や第三者への開示可否
- 特に「支払条件」「検収方法」「不良品の処理」「瑕疵担保責任」は紛争の原因となりやすいので明文化すること

見積書

- 見積価格の前提となる条件を明確にし、価格に影響する数量、設計、仕様、納期等は具体的に記載。また、変更が生じた場合、追加費用が発生する旨を記載する
- 仕様が確定せず金額を決定できない場合は、後日改めて決定する旨を記載
- その他
●型や試作品製作費 ●附帯業務の範囲 ●運送経費

その他

- 契約書に記載のない費用を伴う追加作業等は、その都度書類等で確認のうえ、作業をすすめる
- 取引慣行上負担区分の不明確な経費については、負担区分を明確に文書化する

②価格交渉ではコストに関する客観的、合理的な根拠を目に見える形で

親事業者からの値下げ要請阻止や逆に労務費等の向上による値上げ要求の交渉には、**客観性のあるデータ**や**合理的な根拠**を用意する

例) 人件費や原材料の内訳とその価格推移表、必要な工数、技術難易度、知的財産の対価
原価計算ソフトを用いた計算プロセスと結果

③原材料価格の上昇分を単価に反映できる仕組みを導入

企業努力で対応可能な範囲を示し、その範囲を超えるものについては、協議する
サーチャージ制や価格スライド制を導入し、価格の上昇によるコストの増加分を別建てにする



④必要に応じて、対案・代案を提示する

より効率的な加工方法・材料への変更 メンテナンスフリー化・サービス体制の変更簡易包装への変更
自社調達から材料支給へのシフト 不必要に厳しい検査基準見直し支払条件の変更等

⑤すでに無償で保管している金型については、保管している金型情報を整理し、親事業者に保管費用の合理的根拠を示し、破棄や費用負担を交渉してみる

⑥価格交渉を行う際は、税抜価格にて交渉を行う

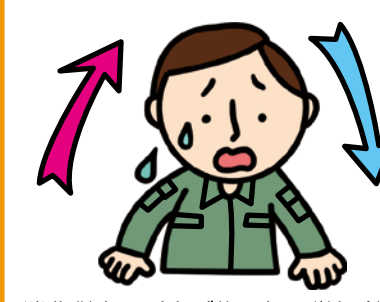
⑦新規で取引を行う場合、お互いに相手企業の実情を調査のうえ、取引を開始すること

消費税は適正に転嫁されていますか？

8% → 10%



消費税の引上げ分を上乗せせず、消費税の引上げ前の納入価格(税込)と同額に据え置くことを要請された



消費税の引上げ後の加工単価(税抜)について一定率の値引きを要請し、消費税の引上げ前の加工単価(税込)に消費税の引上げ分を上乗せしなかった



税抜単価に消費税分を上乗せした価格を代金とすることを取り決めていたが、支払の際に、消費税の引上げ分を減じて支払った

特定事業者による
こうした行為は、
**消費税転嫁対策
特別措置法
で禁止されています。**



消費税引き上げ前に受注し、引上げ後に納品する予定の商品の消費税率について、注文書の改定に応じてもらえなかった



商品の容量について、消費税引き上げ分に相当する量を減らして、これまでと同じ納入価格(税込)にするよう求められた



税抜価格による価格交渉を求められたが、交渉に応じてもらえなかった



納入した商品の消費税の引上げ後の値札の付け替え作業を無償で要請された

●消費税の転嫁拒否等の禁止行為

- 減額
 - 買いたたき
 - 商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請
 - 本体価格での交渉の拒否
 - 報復行為
- 納入業者から要請がない場合または交渉の申し出がない場合や取引当事者間で書面が交わされていた場合であっても、消費税の引上げ分を上乗せについて**合理的な理由なく**消費税の引上げ後も消費税の引上げ前に取り決めた単価(税込)を据え置いて支払うことは違反です